

印西市議会基本条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 議会及び議員の活動原則（第 3 条―第 8 条）
- 第 3 章 市民と議会の関係（第 9 条・第 10 条）
- 第 4 章 市長等と議会の関係（第 11 条・第 12 条）
- 第 5 章 議会運営の基本方針（第 13 条―第 18 条）
- 第 6 章 議員の身分及び待遇（第 19 条・第 20 条）
- 第 7 章 議会事務局及び議会図書室の充実（第 21 条―第 23 条）
- 第 8 章 検証（第 24 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、印西市議会（以下「議会」という。）の活動原則等の基本的事項を定めることにより、議会がより一層市民に身近で開かれた議会となることを目指し、地方自治の本旨に基づき市民の負託に的確に応えるよう運営の充実を図り、もって市民福祉の増進及び本市の発展に寄与することを目的とする。

（最高規範）

第 2 条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等の制定及び改廃並びに解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。

第 2 章 議会及び議員の活動原則

（議会活動の原則）

第 3 条 議会活動の原則は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 市民を代表する議事機関であることを自覚し、最善の判断及び責任ある活動を行うよう努めること。
- （2） 公開性、公正性及び透明性を確保するとともに、議会運営の効率性を考慮し、議論を尽くし、市民に信頼される議会を目指すこと。

- (3) 市民の多様な意見を的確に市政に反映させるよう、市民参加の機会の拡充を図り、政策立案及び政策提言の充実に努めること。
- (4) 市民の代表機関として、公正に市政の監視及び評価に努めること。
- (5) 議事機関としての責任を自覚し、市政の課題等に関する調査及び議案等の審議又は審査を行うこと。

(議員活動の原則)

第4条 印西市議会議員（以下「議員」という。）は、法令を遵守するとともに、次に掲げる原則に基づいて誠実かつ公正に活動しなければならない。

- (1) 市民の代表として、市政の課題把握に取り組み、市民の負託に応えるよう努めること。
- (2) 議員としての資質向上に努めるとともに、政策立案能力を高め、調査研究に取り組むこと。
- (3) 自らの議会活動について、市民への説明責任を果たすよう努めること。
- (4) 議会が合議制の機関であることを自覚し、議論による合意形成に努めること。
- (5) 出席が求められる地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)に基づく会議その他議長が招集する会議等をやむを得ず欠席、遅刻又は早退する場合は、議長に届け出て、説明責任を果たすこと。

(災害時等の対応)

第5条 議会は、大規模な災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合には、的確かつ迅速に議会の役割を果たせるよう努めなければならない。

2 災害時における議会の役割及び議員の活動に関する事項は、別に定める。

(全員協議会)

第6条 法第100条第12項で規定する協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。

2 前項の全員協議会の開催及び運営に関する事項は、会議規則で定める。

(会派)

第7条 議員は、基本的な理念を共有する議員で組織する会派を結成することができる。

2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。

- (1) 議員の活動を支援すること。
- (2) 政策立案及び政策提言並びに議案等の審議又は審査のために調査研究を行うこと。
- (3) 会派間で必要に応じて合意形成を図り、議会の円滑かつ効果的な運営に努めること。

(政務活動費)

第8条 法第100条第14項に規定する政務活動費について、会派は、調査研究その他の活動にこれを活用することができる。

2 会派は、政務活動費の使途について、その目的及び活動状況を踏まえるとともに、その収支等について議長に報告し、その使途基準に基づき説明責任を果たさなければならない。

3 議長は、政務活動費の使途について、その透明性を確保するため、公開を原則とする。

4 政務活動費の交付等については、前2項に定めるほか、別に条例で定める。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加)

第9条 議会は、市民の市政への参画を推進するために、市民が議会の活動に参加しやすい環境づくりに努めるものとする。

(広報及び広聴の充実)

第10条 議会は、市民が市政への関心を高めるとともに、広く市民の意見を聴取するため、多様な手段を用いて広報活動及び広聴活動の充実に努め、その体制整備を図るものとする。

第4章 市長等と議会の関係

(市長等と議会の関係)

第11条 議会は、二代表制の下、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と相互に独立かつ対等で緊張感のある関係を保つものとする。

2 議会は、市長等の事務執行が適正かつ公正及び効率的に行われているかを監視し、必要と認めるときは、市長等に適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

3 議会は、議案等の審議又は審査に当たって、市長等に資料の提出又は情報

の提供を求めることができる。

4 市長等は、議案等について議会に対してわかりやすい説明等を行わなければならない。

5 議会は、市長等が進める重要な計画、施策、事業等について、その形成過程に関する説明を求めることができる。

（反問権）

第 12 条 議員は、議案等の審議、審査又は質問に当たっては、適切に論点を整理し発言するものとする。この場合において、論点又は趣旨を明確にするため、市長等に対し、答弁に必要な範囲において、議長又は委員長の許可により反問権を付与するものとする。

第 5 章 議会運営の基本方針

（議会の議決事項）

第 13 条 法第 96 条第 2 項に規定する議会の議決すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 印西市基本構想の策定に関する条例（平成 23 年条例第 11 号）の規定によるもの

(2) その他別に条例で定めるもの

（発言の保障）

第 14 条 議会は、議事機関としての議決責任を果たすために、議決に当たっては、議員に対して議論の場における発言を保障しなければならない。

（質問、質疑等）

第 15 条 議員は、市民にわかりやすい議論を行うよう努めなければならない。

2 議員は、本会議又は委員会で質問、質疑、討論等を行うときは、論点を明確にし、簡明に発言しなければならない。

（政策立案及び政策提言）

第 16 条 議会は、その機能を十分に発揮し、積極的に政策立案及び政策提言を行い、市の政策水準の向上に資するよう努めるものとする。

（研修及び調査研究）

第 17 条 議会は、前条に規定する機能の強化を図るため、次に掲げる制度を活用することができる。

(1) 法第100条の2の規定に基づき、学識経験を有する者等に専門的な事項に係る調査をさせること。

(2) 必要な調査及び視察を実施すること。

(3) 学識経験を有する者等による議会研修会を実施すること

(委員会運営)

第18条 議会は、機動的かつ専門的に審議及び調査を行うため、法第109条第1項の規定により、委員会を設置する。

2 前項で定める委員会の名称、所管その他必要な事項は、別に条例で定める。

3 委員会は、付託された議案等の審査や市政に係る調査の充実を図るため、委員間の討議を積極的に行うよう努めるものとする。

4 委員会は、その所管又は所掌する事務に係る課題について政策提言等を行うよう努めるものとする。

5 議会は、論点の整理又は合意形成を図るために、各委員会を中心に議員間討議の充実を図るものとする。

第6章 議員の身分及び待遇

(議員定数)

第19条 議員定数は、この条例に規定した議会としての機能を果たすことを基本とし、別に条例で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、市政の現状及び課題を考慮するとともに、市民の意見を参考にして定める。

(議員報酬)

第20条 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを踏まえて、別に条例で定める。

2 議員報酬の額の改正に当たっては、印西市特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第33号）第2条に規定する審議会の意見を反映するほか、市政の現状及び課題を考慮するものとする。

3 議員が疾病等により議員活動を引き続き長期間休止したときは、別に条例で定めるところにより、当該議員の当該期間に係る報酬を減額するものとする。

第7章 議会事務局及び議会図書室の充実

(議会事務局)

第 2 1 条 議会は、議長の命を受けて議会に関する事務を処理するため、法第 1 3 8 条第 2 項の規定により、議会事務局を設置する。

2 議長は、議会及び議員の政策立案機能等の向上に資するため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

(議会図書室)

第 2 2 条 議会は、議員の政策立案、政策提言及び調査研究に資するため、法第 1 0 0 条第 1 9 項の規定により、議会図書室を設置し、適正に管理するとともに、その充実に努め、広く議員等の活用を図るものとする。

2 議会は、議会図書室の活用に当たっては、市立図書館、市が設置する行政資料室等に対し、協力を求めるものとする。

(予算の確保)

第 2 3 条 議会は、議事機関としての役割を発揮するとともに、より円滑な議会運営を図るため、必要な予算の確保に努めるものとする。

第 8 章 検証

(検証)

第 2 4 条 議会は、一般選挙により選挙された議員の任期ごとに、この条例の目的の達成状況及び議会改革の進捗状況について、社会情勢の変化、市民意見等に基づき検証を行うものとする。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。